

【規則第60条の適合証明】

21 規則第60条の適合証明（区画証明書）の申請について

21 規則第60条の適合証明（区画証明書）の申請について

建築基準法に基づく建築確認を申請するため、開発許可等を受けた計画について規則第60条の適合証明書（区画証明書）を申請される場合に必要な図書は次のとおりです。

開発許可又は開発行為の協議が成立した区画であることの証明については、完了公告の直後に当該区画について初めて申請を行う初回交付の場合と、既に証明済みの区画について再度申請を行う再交付の場合とでは、必要図書が異なりますので注意してください。

申請図書は、申請地を所管する土木事務所長による許可又は協議成立したものの場合は申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に、それ以外の場合は建設交通部建築指導課開発指導係に提出してください。

提出部数は正本及び副本の2部です。（副本については証明願以外の図書を省略することができます。）

また、併せて『実務』第11章第2節を参照ください。

◇ 区画証明書申請の必要図書

＜初回交付の場合＞

| 図書の名称 | 作成に当たっての注意事項 |
|--|--|
| <p>●証明願</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正本は1枚とし、交付用の副本は区画数と同じ枚数（1区画1枚）とする（区画番号の欄について、正本には申請する全ての区画番号を列記し、副本には1枚ごとに1つずつ区画番号を記入） ・ 手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付したことがわかるものを添付等すること。 ・ 正本の裏面に、契印を割印するための窓枠を区画数だけ作り、番号を付ける ・ 副本は訂正不可 | |
| 「開発区域に含まれる地域の名称」 | ・ 開発区域及び関連区域の全ての地名地番を記入(書ききれない場合は別紙とする) |
| 「工事完了公告番号」 | ・ 完了公告の掲載された京都府公報の発行日及び発行番号(公報の最初の頁の枠外上に記載)を記入 |
| 「予定建築物の用途」 | ・ 全ての予定建築物の用途を省略せず記入 |
| 「開発区域の面積・区画数及び願出の土地の区画番号」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連区域の面積も記入 ・ 工区分けされている場合は、全体及び当該区域いずれについても記入 ・ 区画番号は、正本には申請する全ての区画番号を列記し、交付用の副本には1枚ごとに1区画番号を記入 |
| ●委任状 | ・ 委任内容及び申請地の全ての地名地番を明記 |
| <p>●土地利用計画図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発登録簿の調製に当たり必要があるため、証明願に併せて提出 ・ 開発許可の内容について記載した表（区画証明書の証明事項の枠表と同じもの）を図面余白に記載 ・ 作成者が記名の上で、A4折りにして提出 ・ 提出部数は開発許可の所在地により異なるため、土木事務所の建築住宅課又は建設交通部建築指導課開発指導係に確認のこと。 | |

<再交付の場合>

| 添付 順序 | 図書の名称 | 作成に当たっての注意事項 | 様式 |
|----------|--|--|----|
| 1 | 証明願 | <ul style="list-style-type: none"> 申請者は土地登記事項証明書における現在の所有者とする 記載内容が不明の場合は、開発登録簿を閲覧して記入 手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付したことがわかるものを添付等すること。 副本は訂正不可 | 有 |
| 2 | 委任状 | <ul style="list-style-type: none"> 委任内容及び申請地の全ての地名地番を明記 | 有 |
| 3 | 理由書 | <ul style="list-style-type: none"> 開発許可権者あての申立てとし、再交付を求める理由を具体的に記入した上、申請者が記名 | |
| 4 | 付近見取図 | <ul style="list-style-type: none"> 申請地付近の区画の現況が分かるものとする 現況写真の撮影方向（番号を付す）を記入 | |
| 5 | 不動産登記法第14条第1項に規定する「地図」又は同条第4項に規定する「地図に準ずる図面」（以下この項目において「登記地図」という。）の証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 法務局が交付する登記地図の証明書を添付 なお、証明書でない登記地図の写しや、登記情報提供サービスによる「地図情報」は、証明力がないため認められない | |
| 6 | 土地登記事項証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 法務局が交付する当該区画の現在の登記事項証明書を添付 なお、「登記事項要約書」又は登記情報提供サービスによる「不動産登記情報」は、証明力がないため認められない | |
| 7 | 現況写真 | <ul style="list-style-type: none"> 撮影年月日を記入し、撮影者が記名 付近見取図に記入の撮影方向の番号を付す | |

※ 完了公告の後に二次造成や区画の変更がなされた場合は、区画証明書の発行ができません。

